

Global Aging Report Threats to Longevity

Reports from International Longevity Centers

ILC-Japan 部分 日本語訳

第1章 ILC-Japan について

省略

第2章 日本における高齢化の状況

1. 人口高齢化の概要

2008年4月の日本の人口は1億2769万人で、このうち65歳以上の高齢者は男性1189万人、女性1598万人、計2778万人で高齢化率は21.8%である。1985年には高齢化率が10.3%であり、20年間で高齢化が急速に進んでいる高齢化率は2030年には31.8%、2050年には39.6%に達すると予想されている。

特に留意すべきはそのうちの75歳以上の後期高齢者の比率で、2030年には19.7%、2050年には24.5%になるものと見られている。一方で出生率は2007年で1.34と低く、現在および将来にわたっても、日本は世界で最も高齢化率の高い国であり続けることとなる。

2. 高齢化にかかわる諸問題

1) ヘルスケア

2007年の平均寿命は男性79.18歳、女性85.99歳である。また、健康寿命も男性72歳、女性78歳で世界で最も長い。日本の医療保険制度は国民皆保険制度であり、患者は原則として1～3割の自己負担により、医療サービスを自分で選択して受けることができる。克服されるべき様々な課題はあるが、一般的に現在の医療保険制度は効果的に機能しているといえる。

2) 介護保険制度

介護保険制度は、介護が必要となった原則として65歳以上高齢者を、社会全体の連帯によって終末期に至るまでを支えようとするものである。2000年4月から施行され、サービスには在宅向けサービス、施設サービス、介護予防サービスがあり、利用者はその身体状況や介護の必要程度によりレベルが定められ、そのレベルに応じて1割の負担でホームヘルプサービスや訪問看護、あるいはデイサービスなどを選択し、利用することができる。2005年の改正時に介護状態にならないことを目指した、介護予防の取り組みが強化された。

3) 年金

日本においては国民皆年金制度が整備されており、2階建て方式となっている。すなわち、全国民対象の国民年金と被用者のための年金である。現在の40年勤続のモデル世帯の所得代替率は約59%であり、2023年に50%で安定させることを目指している。

年金受給者総数は3366万人。現在の高齢者世帯の収入源の70.2%は年金で、一人当たりの平均所得は約190万円となっている。

4) 高齢者の雇用と活動

日本では高齢者就労率は高く、55-64歳で68.4%となっている。さらに高齢者の就労を促進するために2006年度に改正高年齢者雇用安定法が施行され、事業主は1)定年（現在60歳とする企業が多い）の引上げ、2)定年制がある企業でも継続雇用制度の導入、3)定年の廃止、のいずれかの措置を講じなければならない。

一方、高齢者の地域活動への参加についての調査では1998年には43.7%が「地域のグループ活動に参加したことがある」と答えているが、2003年にはそれが54.8%に増加している。団塊世代の退職後の活動には多くの期待が寄せられ、新しい文化の創造という期待も大きい。現実にはどのような活動が行なわれるかは未知数である。

5) 高齢女性の地位

一人暮らしの高齢女性の割合は2005年で19.0%(一人暮らし男性は9.7%)であり、1985年の12.9%(一人暮らし男性は4.6%)から大幅に増えている。高齢者の平均所得は約190万円だが、一人暮らし高齢女性の場合は167万9千円で一人暮らし男性の226万6千円と比べて低くなっている。その原因の一つには現在の高齢女性は若い時に就労の機会が少なかったことがある。また、介護保険の要支援以上認定者総数は463万7100人で、そのうち女性が323万9100人、男性が139万8000人である。

6) 虐待防止法

日本においては、2005年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が公布された。高齢者虐待防止法を国レベルで成立させているのは米国、韓国と日本のみである。しかも「人権擁護」であると同時に「福祉」の法律として高齢者を養護する者(主として介護にあたる家族)に対する支援プログラムを組み込んだのは、世界で初めてのことである。

高齢者虐待防止法に先駆けて、2000年に「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）、2001年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が公布されているが、これら3つの法律を成立させ現実に施行している日本は、法律整備の観点からみて虐待防止「先進国」である。

第3章 現在の日本における課題

現在までのところ、社会の高齢化に伴う社会構造の改革や人々の意識変革は、時代にマッチしてきたと考えられる。すなわち、介護保険制度の確立(2000年)であり、医療制度改革(2004年)、年金制度改革(2004年)、高い労働意欲に支えられた定年の延長策(2005年)などである。しかし、これから30年以内に到来すると予想される高齢化率30%超、後期高齢者比率20%以上という社会を想像したときには、社会のシステム全般と人々の意識において飛躍的な変革が求められることは明らかである。主な課題は以下のように整理される。

1) 生産年齢人口減少の中で経済成長は可能か？

2007年の日本の実質国内総生産(GDP)の対前年比は1.6%であった。現在のところ、景気回復が続くと考えられる。しかし大きなリスク要因は高齢化の進展に伴う労働力人口の減少である。2006年の性・年齢別の労働力率のまま推移すると仮定した場合、同年の労働力人口6660万人が2017年には6220万人、さらに2030年には5580万人にまで減少すると予測されている。

すなわち、約1千万人の労働力の減少が生じるわけで、経済成長が停滞した場合、高齢者の雇用、貯蓄率および投資の減少、社会保障への支出減などが予想され、高齢者の生活への影響は甚大なものとなる。

2) 後期高齢者20%超の時代に社会システムは対応できるか？

社会保障負担率の対国民所得比は2008年に15.0%であり、1980年の9.1%から大きな増加を示している。今後さらに高齢化率が増大し特に後期高齢者が増加していくことを考えたときに、高齢者の生活を支える年金制度や、特に後期高齢者になると増える受療率・要介護認定者を支える医療保険制度と介護保険制度は、大きな課題を背負うことになる。また後期高齢者の増加は、認知症出現率の増加と直結することが予想され、現在の認知症170万人が、2025年には300万人を超えるとするデータもある。認知症への専門的な知識を身につけた一般の医師や看護師、介護専門職の養成が急がれる。

要介護等認定者数(単位:千人、()内は%)

前期高齢者(65歳-74歳)	後期高齢者(75歳以上)
649(4.4)	3,797(29.3)

厚生労働省「介護給付費実態調査月報」(平成20年3月審査分)、総務省「人口推計」(平成20年度3月概算値)

3) 将来的にバランスのとれた人口体系へと変換することは可能か？

日本の出生率は1985年に1.76、1995年に1.42、2005年は1.26であった。2007年には1.34とやや回復が見られたものの、持続的に回復していく予想は立たない。

このまま少子化が進むことにより急激な高齢化と人口減少が懸念され、現在の人口約1億2,777万人であるが、中位推計によると出生率は2030年1.24、2055年1.26となり、人口は2055年には8,993万人となる予測も成り立つ。これは国の姿が大きく変貌せざるを得ない数字である。

仮に出生率を希望的に 2030 年 1.53、2055 年 1.55 と予測した場合でも、2055 年の人口は 9,777 万人となっており、人口減少をどのように解決するかについては、有効な国の政策と国民的な議論が求められている。

第 4 章 課題の解決に向けた提案

前節での課題解決への提言として、まず高齢者の定義変更を考えてみたい。すなわち現在の 65 歳ではなく 70 歳までを「現役世代」と位置づけることである。従来は引退世代といわれていた人々が地域や社会への貢献を続けていくことは、高齢化社会において重要な挑戦である。

同時に社会の仕組みをそれに合わせるためにグランドデザインの変更が求められる。生産性の高い労働をいかに続けられるか、フレキシブルな労働形態をいかに準備できるか、職業能力の開発・継承をいかに行うかなど、解決しなければならない課題は多いが、これはまさに「Productive Aging」の追求であり、アライアンスが共同で取り組むべき大きな課題であると考えられる。

また現在日本で進められている「健康フロンティア戦略」は、予防医学的な視点での広範な健康増進運動であるが、さらに国民の意識転換やシステムの整備をはかることにより、さらなる健康寿命の伸長が求められている。

健康で活動的な高齢者が増えることによって、逆に医療や介護・福祉が必要な高齢者へのより手厚い支援が可能になる。すべての高齢者を弱者と見るのではなく効率的な資源配分を行うべきである。

高齢者の自立とその QOL の向上を推進する活動を行い、21 世紀の新しい高齢者像を追求していくことも、ILC の重要な任務である。

まず、現在進められている高齢者日常生活継続調査プロジェクトの成果を広く広報すべく、5 年間の縦断的調査終了後にはそこから見えてくる新しい自立した高齢者像を、広く世の中に啓発・広報するための取り組みを行う。

認知症を始め介護が必要な高齢者への対応は、ケアそのものの質の向上と同時にケアを担う人への支援も求められている。日本の介護保険制度は、介護を家族だけの負担にさせないことを目指しており、社会で介護を担うという意識改革の一環として、地域で認知症の本人と家族を支えるための取り組みを推進する啓発キャンペーンも進められている。

自国の制度への理解を深めると同時に、その検証も必要であり、その成果を国内外に広く啓発・広報することが重要である。

世界に先駆けた超高齢社会における高齢者の QOL の向上をめざし、政府や民間企業などとも協力しながら、さらに積極的に活動を発展させていきたい。